

セコム

損害保険

株式会社

セコム損害保険株式会社

セコム マイホーム保険

■ 住まいの火災保険



2007年10月

改定

セコム 安心 マイホーム保険 だから、大切なお住まい や家財 を万が一の時もしっかり補償!!

補償内容一覧

- 1** 火災


- 2** 落雷


- 3** 破裂・爆発

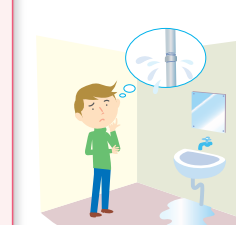

- 4** 風災、ひょう災、雪災



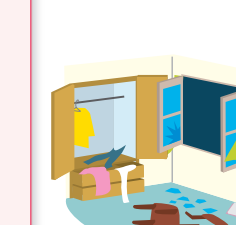
20万円以上の損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。
- 5** 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊


- 6** 水濡れ

給排水設備の事故または、他人の戸室で生じた事故によるもの


- 7** 騒じょう・労働争議に伴う暴力もしくは破壊行為


- 8** 盗難


- 9** 持ち出し家財の損害
(1~8の事故によるもの)



家財を対象にご契約いただいた場合に、限ります。
- 10** 水災(浸水等)

台風、暴風雨等によるこう水、融雪こう水、高潮、土砂崩れ等による損害



11~13については、ご加入口数の指定(傷害保険)、支払限度額の設定(個人賠償責任保険・借家人賠償責任保険)が必要です。
ご加入口数の指定・支払限度額の設定が無い場合は、補償できません。

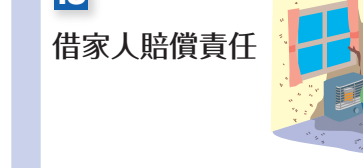
- 11** 傷害



交通事故または保険の対象となる建物の敷地内でケガをされた場合、保険金をお支払いします。
- 12** 個人賠償責任



日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。
- 13** 借家人賠償責任



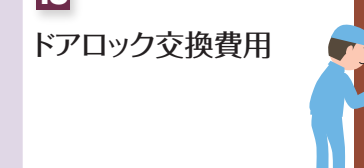
賃貸住宅にお住まいの方が、火災や破裂・爆発事故等を起こし、家主さんに対し、法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。

ご希望により、下記14~16の補償の追加が可能です。

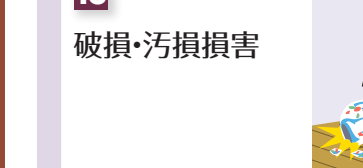
- 14** 類焼損害



お住まいからの失火により、ご近所の住宅や家財に与えた損害を補償します。
- 15** ドアロック交換費用



お住まいのドアの鍵が盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用を補償します。
- 16** 破損・汚損損害



ご契約対象である建物または家財について生じた、1~8および10以外の不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

セコム損保なら、こんな場合も補償致します。

ガラスや鍵の修理手配を行います。

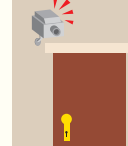
事故発生時の安心サービス

万が一、盗難事故が発生して、ガラスや鍵が壊されてしまっても安心です!修理に関しての業者手配を行い、セコム損保が保険金で直接業者にその費用をお支払いします。*

*費用支払いについては、建物を保険の目的としてご加入されている場合となります。保険金を超える費用支払いは、お客様のご負担となります。山間部、島しょ部など修理業者が対応不能な一部エリアについては、本サービスは提供されません。

さらに! 各種費用もしっかりカバーします。

- セキュリティ・グレードアップ費用**
(火災・盗難危険軽減費用)



火災、破裂・爆発または盗難により保険の対象に3万円以上の損害を被ったとき、お客様が危険軽減の為に新たに支出された費用を1事故・1構内につき最高20万円までお支払いします。
- 臨時費用**



事故により仮住まいの費用がかかる等、被災時には意外な出費があります。上記1~7の事故の場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。
- 損害防止費用**



上記1~8の事故の際、損害の防止・軽減のために支出した必要・有益な費用のうち、所定のものについてお支払いします。
(例:消火活動のための消火薬剤等のつめかえ費用)

被災時の思わぬ出費に備え、上記損害保険金に加え下記の費用保険金をお支払いします。
各保険金のお支払い条件は、6ページ「保険金のお支払い条件」をご覧ください。

- 地震火災費用**



地震・噴火・津波による火災でご契約いただいた建物や家財が、次のような損害を被ったときお支払いします。
①建物…半焼以上のとき
②家財一式…収容する建物が半焼以上あるいは家財が全焼となったとき
- 残存物取片づけ費用**



清掃費用等の後片づけ費用をいいます。上記1~7の事故の場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。
- 特別費用**(価額協定保険特約を付帯している場合)

全損(全焼・全壊)のときは、支払われる損害保険金の10%(200万円限度)をお支払いします。
- 失火見舞費用**



お住まいから発生した火災、破裂・爆発事故により、近隣など第三者の所有物に損害が生じたとき、近隣への失火見舞費用保険金をお支払いします。
(ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。)
- 修理費用**



賃貸住宅にお住まいの方が、上記1~8の事故により、借戸室を破損または汚損した際に、家主との契約により自己の費用で修理した場合にお支払いします。

●地震保険に加入しないと、地震による損害は補償されません!!

詳しくは、5ページをご覧ください。

セコム安心マイホーム保険は 保険料の割引も充実しています。

お住まいの設備により、以下の割引を適用することができます。

ホームセキュリティを設置のお住まいなら
リスク軽減効果を考慮して、当社規定により「ホームセキュリティ割引」を適用します。

※ホームセキュリティを解約・解除された場合は、残りの保険期間に対し追加保険料が必要となりますので当社までご連絡ください。



火災に強いつくりなら
耐火性の高い建物は、火災のリスクも低減されるもの。当社規定の耐火性能に優れた住宅にお住まいの場合、建物・家財の保険料が割引になります。



オール電化住宅なら
「オール電化住宅（住宅内の空調、給湯、調理などのすべての設備を電気ですまなう住宅）」は火災リスクが低いので、建物・家財の保険料が割引になります。

※石油ストーブやガスヒーター等を使用する場合は、本割引適用の対象とはなりません。



住宅用防災機器を設置のお住まいなら
火災報知器やスプリンクラーなどの防災機器が設置された住宅にお住まいの場合、建物・家財の保険料が割引になります。



マンションにお住まいなら
分譲マンションにお住まいの方には、建物（専有部分）の保険料に「マンション戸室（M構造）保険料」を適用することができます。

お客様のご要望に合わせて補償が選べます。

水災補償を充実させることができます。
「水災支払方法変更特約」を付帯することにより、水災による損害を受けた時に支払われる保険金が増額されます。



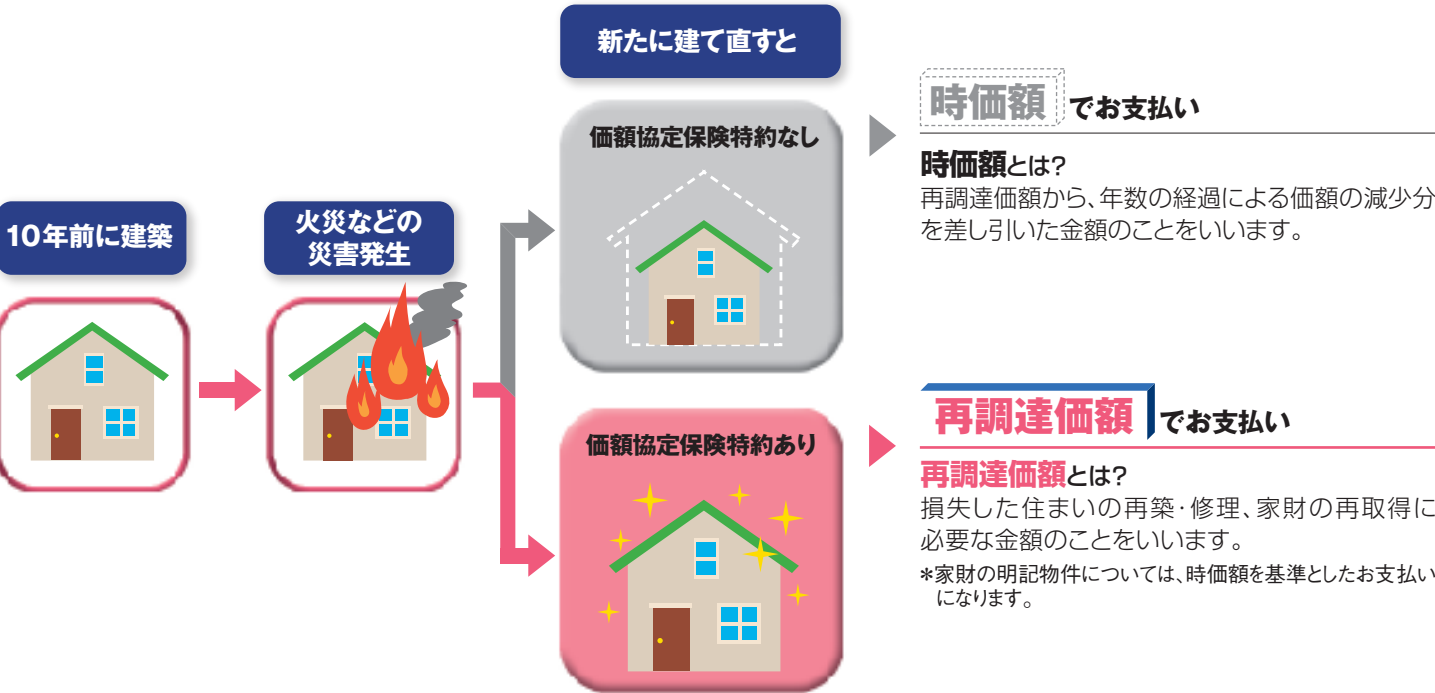
ご要望により、水災補償をはずすことができます。
丘の上にあるお宅や、マンションの高層階など水災（浸水、土砂崩れ等）の危険が小さい場合は、水災補償をはずすことによりさらに保険料をお安くすることができます。
※水災に対する補償を取り外す場合は、住環境や過去の水害歴をご考慮の上お申し込みください。



価額協定保険特約（建物新価・家財新価）の セットをおすすめします。

被災後の、お住まいや家財を元どおりにする費用を全額お支払いします。

ご契約金額（保険金額）の決め方
●ご契約金額が不十分ですと、万が一のとき損害額の全額が補償されず、支払われた保険金で建物の再築や家財の再購入ができない場合があります。
●十分な補償のためには「価額協定保険特約」をセットし、ご契約金額＝再調達価額（保険の対象と同等のものを新たに建築、あるいは再購入するのに必要な額）としてください。



家財の保険もおすすめします!! 《家財は意外に大きな財産です》

お住まい（建物）のみのご契約では、家財は補償されません。家財の保険もご検討ください。

家財評価額の目安

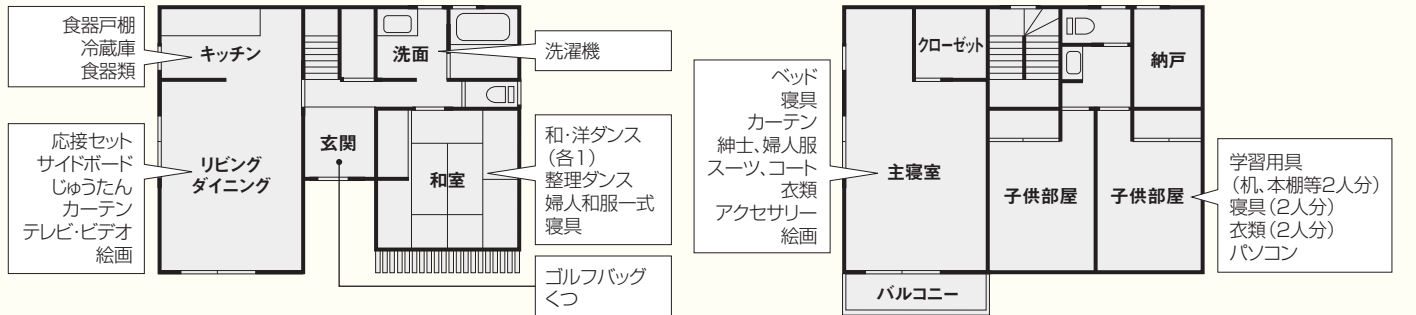
世帯主が40歳前後で4人家族の場合
1,390万円



家財評価額（再調達価額）の目安

ご家族構成		2名	3名	4名	独身世帯
		夫婦のみ	夫婦＋小人1名	夫婦＋小人2名	
世帯主の年齢	25歳前後（含未満）	520万円	600万円	680万円	285万円
	30歳前後	710万円	790万円	870万円	
	40歳前後	1,230万円	1,310万円	1,390万円	
	50歳前後（含以上）	1,480万円	1,560万円	1,640万円	

※なお、上記にないご家族構成の場合は、大人（18歳以上）：130万円、小人（18歳未満）：80万円を加算した額を目安としてください。
※明記物件（下記参照）については、上記家財評価額の目安に含まれていません。



●明記物件について…下記のものについては、お申し込み時に明記しなければ補償の対象になりません。
①1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品等。 ②稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿等。（別途、時価額にて評価が必要です。）

地震の多い日本だからこそ備えは万全に。 地震保険をおすすめします。

セコム安心マイホーム保険では、**地震・噴火・津波**による損害は補償されません。
さらに、火元の発生原因を問わず地震等による**火災（延焼・拡大も含む）**によって
生じた損害も補償されません。
そんな場合でも、地震保険に加入していればしっかり補償します。



*大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発令された場合には、東海地震に係る地震防災対策強化地域に所在する建物または家財について地震保険のご契約ができないことがありますのでご注意ください。
*地震保険も保険期間が1年を超える長期契約が可能です。ただし、この場合の保険期間は5年が限度となります。5年後もご継続を希望される場合は、再度保険料をお支払いいただく必要があります。

ご契約
できるもの

居住用の建物および家財です。

※ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・美術品類等は除きます。

ご契約金額の
決め方

セコム安心マイホーム保険における建物、家財のご契約金額（保険金額）の
30～50％に相当する額の範囲内で設定します。

ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。（マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。）

支払われる
保険金

損害の程度に応じて5～100％の保険金をお支払いします。

損害の 程度	損害割合		お支払金額
	建物の主要構造部 （軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害額	家財の損害額	
全損	時価の50％以上	時価の80％以上	建物・家財それぞれのご契約金額の100％（時価が限度）
半損	時価の20％以上50％未満	時価の30％以上80％未満	建物・家財それぞれのご契約金額の50％（時価の50％が限度）
一部損	時価の3％以上20％未満	時価の10％以上30％未満	建物・家財それぞれのご契約金額の5％（時価の5％が限度）

（注）1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する5兆円の割合によって削減されます。（2007年10月現在）

保険料控除

地震保険の払込保険料には、地震保険料控除が適用されます。

払込保険料	保険料控除額	
	国 税	地方税
50,000円以下	払込保険料全額	払込保険料×1／2
50,000円超	50,000円	25,000円

おトクな割引制度もご用意しています!!

住宅の耐震性能に応じて、地震保険料率に割引が適用されます。注:下記 1～4 の割引を重複して適用することはできません。

▼平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用

1 建築年割引

昭和56年6月1日以降に新築された建物、およびその収容家財について適用します。 **割引率 10%**
確認資料:建物登記簿謄本(写)、建物登記済権利証(写)、建築確認書(写)、検査済証(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等※が発行する書類(写)等
※公的機関等とは国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関などをいいます。

2 耐震等級割引

建物の耐震等級※に応じて、建物およびその収容家財について適用します。

耐震等級	3	2	1
割引率	30%	20%	10%

※法律に基づく住宅の耐震性能の評価基準。住宅性能評価機関が発行する所定の評価書に記載されているもの。
確認資料:建設住宅性能評価書(写)、耐震性能評価書(写)等

▼平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用

3 耐震診断割引

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合に適用します。 **割引率 10%**
確認資料:耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省公示185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)、耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書)

4 免震建築物割引

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合に適用します。 **割引率 30%**
確認資料:建設住宅性能評価書(写)(未交付の場合は設計住宅性能評価書(写))

保険金のお支払い条件

お支払いする場合		お支払いする保険金																					
物 保 険	☐ 1.火災 ☐ 2.落雷 ☐ 3.破裂・爆発 ☐ 4.風災・ひょう災・雪災(20万円以上の損害が生じたとき) ☐ 5.建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ☐ 6.給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故による水もれ、放水または溢水による水ぬれ ☐ 7.騒じょう・労働争議に伴う暴力もしくは破壊行為 ☐ 8.盗難	損害額× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{評価額(時価)}} \times 80\%$ （ご契約金額または損害額のいずれか低い額が限度） ●家財をご契約の場合、通貨、預貯金証書の盗難による損害は （1）通貨は1事故・1構内につき20万円を限度としてお支払いします。 （2）預貯金証書（預金証書、貯金証書をいい通帳・現金自動支払機用カードを含む）は、1事故・1構内につき200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額を限度として実際の損害額をお支払いします。 ●明記物件の盗難による損害は、1事故につき1個・1組ごとに100万円が限度。																					
	☐ 9.持ち出し家財の損害 家財（通貨、預貯金証書を除く）が一時的に持ち出され日本国内の他の建築物内において1～8の事故により損害を受けたとき	損害額（1事故につき100万円または家財のご契約金額の20％のいずれか低い額が限度）																					
	☐ 10.水災（浸水等） （1）建物、家財がそれぞれの評価額の30％以上の損害を受けたとき （2）（1）以外で床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水、以下同じ）により、保険の対象である建物・家財がそれぞれの評価額の15％以上30％未満の損害を受けたとき （3）（1）（2）以外で床上浸水により保険の対象である建物・家財が損害を受けたとき	(1)ご契約金額（注）× $\frac{\text{損害額}}{\text{評価額(時価)}} \times 70\%$ （注）ご契約金額が評価額を超えるときは評価額となります。 (2)ご契約金額×10％（1事故で同一構内の事故による保険金を合算して200万円限度） ご契約金額＞評価額るとき 評価額×10％ (3)ご契約金額×5％（1事故で同一構内の事故による保険金を合算して100万円限度） ご契約金額＞評価額るとき 評価額×5％ 1事故で同一構内の事故による保険金を合算して200万円限度																					
傷 害 保 険	☐ 11.傷害 日本国内外で、被保険者（本人やご家族）が交通事故でケガをされたときまたは保険証券記載の建物の所在する敷地内でケガをされたとき（ガス中毒を含みます） ●日本国内外での交通事故（自動車にはねられた・駅のホームでケガをしたなど） ●保険証券記載の建物の所在する敷地内での傷害事故（階段でころんでケガをした・ベランダから落ちてケガをしたなど）	1口につき次の金額をお支払いします。（最高25口までご加入できます。） <table><tr><td></td><td>死亡保険金</td><td>後遺障害保険金</td><td>入院保険金（日額）</td><td>通院保険金（日額）</td></tr><tr><td>本人</td><td>50万円</td><td>1.5万円～50万円</td><td>600円</td><td>400円</td></tr><tr><td>配偶者</td><td>30万円</td><td>9千円～30万円</td><td>300円</td><td>200円</td></tr><tr><td>親族</td><td>20万円</td><td>6千円～20万円</td><td>200円</td><td>100円</td></tr></table>			死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金（日額）	通院保険金（日額）	本人	50万円	1.5万円～50万円	600円	400円	配偶者	30万円	9千円～30万円	300円	200円	親族	20万円	6千円～20万円	200円	100円
	死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金（日額）	通院保険金（日額）																			
本人	50万円	1.5万円～50万円	600円	400円																			
配偶者	30万円	9千円～30万円	300円	200円																			
親族	20万円	6千円～20万円	200円	100円																			
賠 償 責 任 保 険	☐ 12.個人賠償責任 ☐ 13.借家人賠償責任 ●日本国内で法律上の損害賠償責任を負ったとき	損害賠償金をお支払いします。（保険証券記載の支払限度額が限度） ●応急手当、護送、診察などの緊急費用もお支払いします。 ●訴訟となったときの費用もお支払いします。 賠償額の決定には、事前に当社の承認が必要です。																					
費 用 保 険 金	☐ 臨時費用保険金 1～7の事故により保険金が支払われたとき	損害保険金×30％（1事故・1構内につき100万円が限度）																					
	☐ 残存物取片づけ費用保険金 1～7の事故により保険金が支払われたとき	残存物を取り片づけるのに実際にかかった費用（損害保険金の10％が限度）																					
	☐ 損害防止費用 1～3の事故について損害の防止・軽減のために必要または有益な費用を支出したとき	実費× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{評価額(時価)}} \times 80\%$ （実費が限度）																					
	☐ 失火見舞費用保険金 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物から発生した1、3の事故により、他人の所有物に損害が生じたとき	1被災世帯につき20万円（1事故につき総額でご契約金額（注）の20％が限度） （注）ご契約金額が評価額を超えるときは評価額となります。																					
	☐ 地震火災費用保険金 地震、噴火またはこれらによる津波により次のような火災が発生したとき （1）保険の対象である建物または家財を収容する建物が半焼以上になったとき （2）保険の対象である家財が全焼になったとき	ご契約金額（注）×5％（1事故・1構内につき300万円が限度） ●地震保険金とは別にお支払いします。 （注）ご契約金額が評価額を超えるときは評価額となります。																					
	☐ 修理費用保険金 賃貸住宅にお住まいの方が1～8の事故により、借戸室が破損または汚損した際に、家主との契約により自己の費用で修理したとき	実費－3,000円（家財のご契約金額の20％が限度）																					
特 約	☐ 火災・盗難危険軽減費用保険金（セキュリティ・グレードアップ費用） 1、3または8の事故により保険の対象である建物または家財が3万円以上の損害を受けたとき	危険軽減のために新たに支出した費用（1事故・1構内につき20万円が限度）																					
	☐ 特別費用保険金 価額協定保険特約を付帯している保険の対象が、上記1～8の事故により全損（全焼・全壊）となったとき	損害保険金×10％（1事故・1構内につき200万円が限度）																					
	☐ 類焼損害担保特約 保険の対象である建物もしくは収容家財または、保険の対象である家財もしくは収容建物から発生した1、3の事故により、類焼補償対象物（居住用建物でその全部または一部で世帯が現実生活に営んでいるものまたは収容家財）が損害を受けたとき	保険金をお支払いする類焼補償対象物の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合には、その保険金の額を差し引いて算出します。（各契約年度ごとに1億円が限度）																					
	☐ ドアロック交換費用担保特約 日本国内において保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物のドアの鍵が盗難されたため、錠の交換のために費用を支出したとき	実費（1事故につき3万円限度）																					
	☐ 破損・汚損損害等担保特約 保険の対象である建物が1～8および10以外の不測かつ突発的な事故により損害を受けたとき または 保険の対象である家財が （1）日本国内の建物（保険の対象である建物以外の建物も含む）内外で発生した不測かつ突発的な事故により損害を受けたとき （2）日本国内の建物（保険の対象である建物以外の建物も含む）外で発生した上記1～8の事故により損害を受けたとき	●建物をご契約の場合 （損害額－保険証券記載の免責金額）× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{評価額(時価)}} \times 80\%$ （ご契約金額または損害額のいずれか低い額が限度） ●家財をご契約の場合 （1）損害額－保険証券記載の免責金額（1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度） （2）損害額（1事故につき100万円または家財のご契約金額の20％のいずれか低い額が限度）																					
	☐ 水災支払方法変更特約 上記10の事故による支払保険金に変更になります。 （1）建物、家財がそれぞれの評価額の30％以上の損害を受けたとき （2）（1）以外で床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水、以下同じ）により、保険の対象である建物・家財がそれぞれの評価額の15％以上30％未満の損害を受けたとき （3）（1）（2）以外で床上浸水により保険の対象である建物・家財が損害を受けたとき	<水害保険金> （1）ご契約金額（注）× $\frac{\text{損害額}}{\text{評価額(時価)}} \times 100\%$ （注）ご契約金額が評価額を超えるときは評価額となります。 （2）ご契約金額×15％（1事故で同一構内の事故による保険金を合算して300万円限度） ご契約金額＞評価額るとき 評価額×15％ （3）ご契約金額×5％（1事故で同一構内の事故による保険金を合算して100万円限度） ご契約金額＞評価額るとき 評価額×5％ <臨時費用保険金> 水害保険金×30％（1事故・1構内につき100万円が限度） <残存物取片づけ費用保険金> 残存物を取り片づけるのに実際にかかった費用（水害保険金の10％が限度）																					

保険金をお支払いできない主な場合

- 地震、噴火、津波（地震保険をご契約された場合を除きます）
- 火災等の事故の際の紛失・盗難
- 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難（家財に、破損・汚損損害等担保特約を付帯された場合を除きます）
- 旅行、買い物等のため、一時的に持ち出された家財である「自転車または原動機付自転車（排気量が125cc以下のもの）」の盗難
- 保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）、保険金受取人、それらの法定代理人・役員の故意、重大な過失、法令違反
- 保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 戦争、革命、内乱、暴動など
- 核燃料物質などによる事故

下記特約については、特にご注意ください。

<破損・汚損損害等担保特約>

家財が保険の対象である場合、次のものに生じた損害

- ・義歯・義肢・コンタクトレンズ・眼鏡その他これらに類する物
- ・携帯電話（PHSを含みます）、ポケットベル等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
- ・携帯式電子事務機器（ラップトップまたはノート型パソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます）およびこれらの付属品
- ・自転車および原動機付自転車（総排気量が125cc以下のものをいいます）ならびにこれらの付属品
- ・動物および植物など

<類焼損害担保特約>

類焼補償対象物の所有者、保険金受取人、それらの法定代理人・役員の故意、重大な過失、法令違反 など

ご契約の際にご注意いただきたいこと

価額協定保険特約について

- 保険期間が5年を超えるご契約の場合でも、価額協定保険特約に「保険金額調整等に関する追加条項」を付帯することにより再調達価額での補償が可能です。
- 保険期間が5年を超える長期のご契約の場合で、建築費または物価の変動等に伴い建物の価額が上昇または下落し、建物のご契約金額（保険金額）を調整する必要が生じた場合には、当社よりご案内いたします。
この場合、調整により建物のご契約金額が増額となる場合で、ご請求した保険料をお支払いいただけない場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、建物のご契約金額が減額となる場合には保険料を返還することがあります。

その他ご注意いただきたいこと

- (1) お引受対象は、居住の用に供する建物またはこれに収容される家財です。
また、家財をご契約の場合・・・
貴金属、宝石、書画、骨とうなどで1個または1組の価額が30万円を超えるもの、または稿本（本などの原稿）、設計書等は申込の際、明記していただきませんと保険金をお支払いできません。
- (2) 公的融資を受けている場合について
独立行政法人住宅金融支援機構等公的融資を受けている建物は、お引き受けできません。
- (3) クーリングオフについて
ご契約のお申し込み後であっても、お客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回（クーリングオフ）を行うことが出来る場合がありますので、お問い合わせください。ただし、保険期間が1年以下の契約の場合は対象となりません。
- (4) 損害保険契約者保護機構について
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。なお、地震保険契約は全てのご契約が補償対象となります。（詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。）
- (5) 保険料お支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。ただし、保険料を直接当社へお振込みいただいた場合は、保険料領収証の発行は省略させていただきます。また、ご契約の日から1ヶ月経過しても保険証券が届かない場合には、最寄りの当社営業店にお問い合わせください。
- (6) 当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとみなされます。

万が一事故にあわれたら！

- 事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または最寄りの当社営業店にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

このパンフレットは概要を説明したものです。また、ご契約の際は必ず「契約概要および注意喚起情報」・「ご契約のしおり」等をご覧ください。

セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2セコム損保ビル TEL 03-5216-6111(代表)

www.secom-sonpo.co.jp

お問い合わせ先